

生駒市条例第5号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。